

## 第6章 計画の評価・見直し

### 1 評価の時期

評価指標に基づき、毎年、評価を行います。また、3年後の令和8年度に中間評価を行います。計画の最終年度の令和11年度においては、次期計画の策定に向けた評価を行います。

評価指標は翌年度に実績値が確定するため、中間評価は令和7年度実績値を、最終評価は令和10年度実績値をもって評価を行うこととします。

### 2 評価方法・体制

保険者は、健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることが求められており、保険者努力支援制度においても4つの指標での評価が求められています。

《評価における4つの指標》

- ・ストラクチャー（保健事業実施のための体制・システム）
- ・プロセス（保健事業の実施過程）
- ・アウトプット（保健事業の実施量）
- ・アウトカム（成果）

具体的な評価方法としては、健診・医療・介護データを集約しているKDBや特定健診の国への実績報告後のデータを用い、経年比較や個別の健診結果の改善状況を評価します。

## 第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

### 1 計画の公表・周知

本計画は、被保険者や保健医療関係者等に広く周知することが重要であることから、国指針において、公表するものとされています。市のホームページ等に掲載するなど、内容の普及啓発に努めます。

### 2 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等において、個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じます。